

ID: 189

担当部署: ふるさと整備課

処分の概要	過料		
例規名 根拠条項	聖籠町公共物管理条例 第17条		
例規番号	平成14年 条例第1号		
<p>【根拠条文】 (過料)</p> <p>第十七条 次の各号の一に該当する者は、五万円以下の過料に処する。</p> <p>一 第三条第一号の規定に違反して、公共物を損傷した者</p> <p>二 第三条第二号の規定に違反して、土石又はごみ、その他の汚物若しくは廃物を投棄した者</p> <p>三 第三条第三号の規定に違反して、公共物の維持管理上支障があると町長が認めて指定した行為をした者</p> <p>四 第四条第一号の規定に違反して、普通河川等の流水を占用した者</p> <p>五 第四条第四号の規定に違反して、工作物の新築、改築又は除却した者</p> <p>六 第四条第五号の規定に違反して、土地の掘さく、盛土、若しくは切土その他土地の形状を変更する行為をし、又は竹木の植栽若しくは伐採をした者</p> <p>七 第四条第六号の規定に違反して、土石、竹木その他の物件を堆積し、又は設置した者</p> <p>2 詐欺その他不正な手段により第四条第一号、第四号、第五号、又は第六号の許可を受けた者は、一万円以下の過料に処する。</p> <p>3 第九条第三項の規定に違反して届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、五千元以下の過料に処する。</p> <p>【基準】 根拠条文に同じ。</p>			
備考			
設定年月日	平成 22 年 4 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日